

ワーク・ライフ・バランス 実現のため『働き方改革』に取り組みませんか？

# 働き方・休み方改善コンサルタント

がお手伝いします！

労働者の誰もがやりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護、地域活動、自己啓発等にかかる個人の時間も持てる健康で豊かな生活がおくれるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが大切です。滋賀労働局では労働時間・休日・休暇等「働き方・休み方」の見直しや労働時間の設定改善等について、事例紹介、コンサルティング、助言等を行うため、専門的な知識や豊富な経験を有する『働き方・休み方改善コンサルタント』が、労働基準法等への対応を含めた労働時間制度に関する相談や個別訪問によるコンサルティングで支援しています。

## こんなお悩みありませんか？

- ・ 残業を減らしたいけど、どうすればよいかわからない。
- ・ 変形労働時間制やシフト制を導入するために必要な手続きは？
- ・ 年次有給休暇の時間単位年休や計画的付与制度を設けたい。
- ・ 就業規則や労働時間の管理方法を見直したい。



このような疑問点・ご希望に、

- 相談対応、資料提供
- 事業場へ個別訪問してのコンサルティング
- 関連会社や複数の事業場が集まれる場合に、研修会講師やワークショップのファシリテーター（進行役）

などの支援を無料で行います！

※『働き方・休み方改善コンサルタント』による個別訪問等は、労働基準監督官が行う臨検監督ではありませんのでお気軽にご利用ください。

## お申し込み方法

- ①専用申込フォームで 滋賀労働局ホームページから必要事項を入力し送信
- ②郵送 or ファックスで 裏面申込書を提出
- ③メールで 裏面申込書の記載事項を「25kokin\_consul@mhlw.go.jp」へ
- ④電話で 滋賀労働局 雇用環境・均等室に電話（077-523-1190）



## お問合せ先



滋賀労働局 雇用環境・均等室

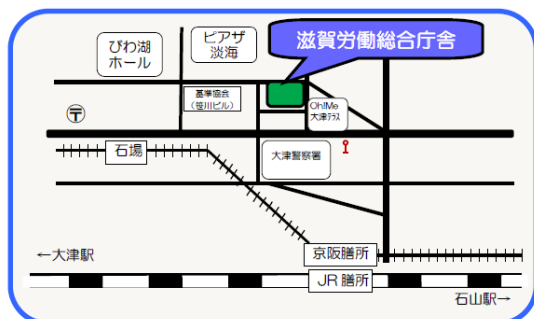
☎ 520-0806

大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階

電話：077-523-1190

FAX：077-527-3277

滋賀労働局HP『働き方・休み方改善コンサルタント』のページはこちらから





# 働き方・休み方改善コンサルティング申込書

(申込日) 年 月 日

滋賀労働局 雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント 行

(FAX: 077-527-3277)

働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを申し込みます。

事業場	名称	
	所在地	〒 -
ご担当者	部署	
	フリガナ	
	職氏名	
	電話番号	
	FAX	
相談事項	<input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日・年次有給休暇関係 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
利用方法	<input type="checkbox"/> 事業場訪問 <input type="checkbox"/> 資料の提供 (パンフレット等) <input type="checkbox"/> 研修等の講師 <input type="checkbox"/> ワークショップの開催 (ファシリテーター) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
訪問希望日時	第1希望	年 月 日 ( ) 午前・午後
	第2希望	年 月 日 ( ) 午前・午後